

〔消費税 免税事業者版〕

インボイス制度の概要

令和5年10月からインボイス制度が始まります。ここでは消費税の申告をしなくてもよい事業者（以下、免税事業者）の目線で、インボイス制度がどのような制度で、どう影響するのかなど、概要をまとめました。**事業者が取引先となる一人親方や大家さん、フリーランスの皆さん**、必見です！

インボイス制度、実は免税事業者こそ影響大！？

消費税の制度だから無関係、と思ったら大間違い。インボイス制度は免税事業者にも深刻な影響を及ぼします。知らずに放置すると取引先を失うリスクも！？ まずは制度の理解からスタートです。

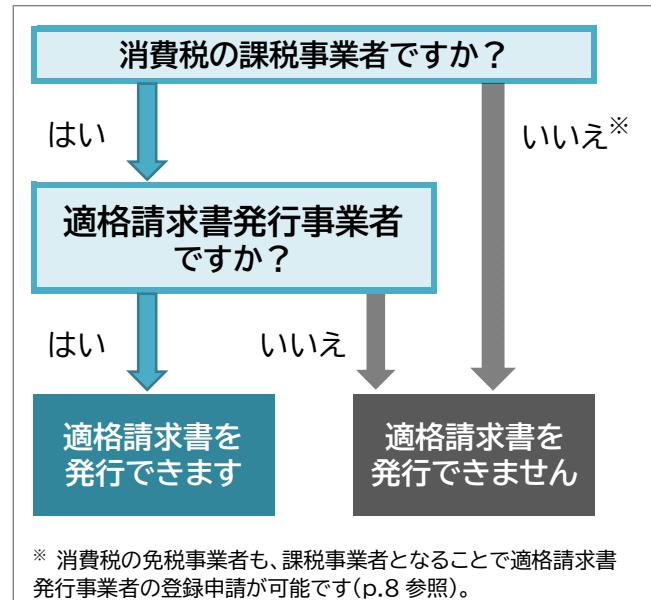
免税事業者はインボイスが発行できない

インボイスとは「適格請求書」のこと。インボイス制度の正式名称は「適格請求書等保存方式」で、**令和5年10月1日から始まります**。

始まると、基本的に消費税の申告をする事業者（以下、課税事業者）にとって適格請求書は欠かせない書類となるため、**取引先に対し
て適格請求書の発行を求める**ようになります。

ただし、この適格請求書を発行できるのは、税務署の審査・登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られています。そして困ったことに、**免税事業者のままで適格請求書発行事業者になることがない**のです。

今後、適格請求書のない取引は敬遠されやすくなります。また、制度開始に伴い、値引き交渉を受けることも考えられます。ゆえに、免税



* 消費税の免税事業者も、課税事業者となることで適格請求書発行事業者の登録申請が可能です(p.8 参照)。

事業者も無関係ではない「押さえておくべき」重要な制度なのです。

次ページから、**免税事業者**への影響や一般的な判断基準などをご案内いたします。

参考：国税庁特設サイト「特集 インボイス制度」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

～目次～

インボイス制度、実は免税事業者こそ影響大！？	1
適格請求書が発行できないと、どう影響するの？	
.....	2
課税事業者になるべき？ それとも免税事業者の	

今までよい？	4
適格請求書って何？ 発行事業者の留意点	6
登録申請する場合のスケジュールと手続き	8

適格請求書が発行できないと、どう影響するの？

適格請求書が発行できないことが買手（課税事業者^{※1}）にどう影響するのでしょうか。まずは消費税の課税の仕組みを解説しながら、免税事業者が売手であるときの影響を確認します。

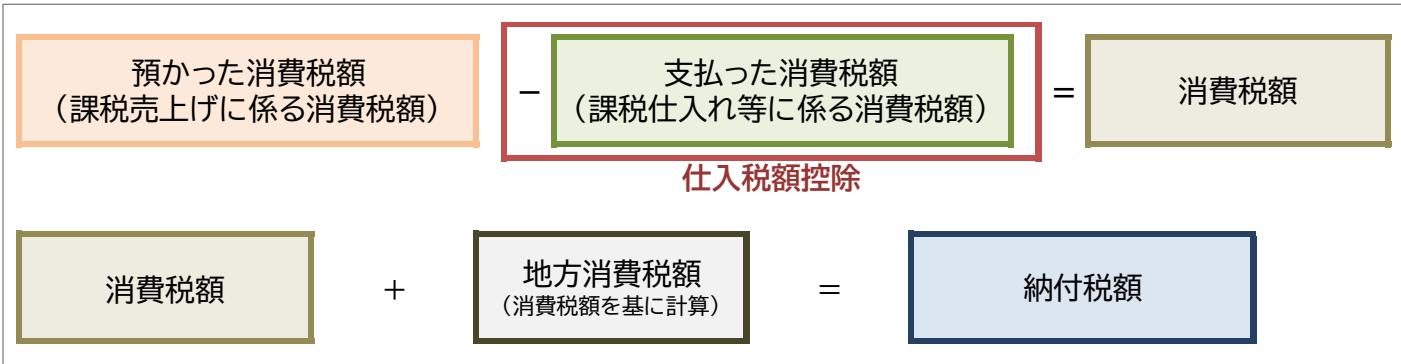
大切なのは「仕入税額控除」

下図のように、課税事業者は原則、販売等により預かった消費税額から、仕入等により支払った消費税額を差し引いて（**仕入税額控除**）、消費税額を求めます。このような計算のしかたを「一般課税」といいます。この消

費税額と、消費税額から計算した地方消費税額の合計額が納付税額となります。

つまり、この**仕入税額控除を適用できるか否かで、納付税額が大きく異なります。**

※1 簡易課税制度を適用している課税事業者の場合は、業種ごとに定められたみなし仕入れ率を用いて消費税額を計算します。適格請求書等の保存義務もないため、売手が免税事業者か否かによる影響はありません。



適格請求書の有無で、どう違ってくる？

インボイス制度の下で仕入税額控除を適用するには、原則、「**適格請求書等の保存**」が求められます（p. 6 参照）。

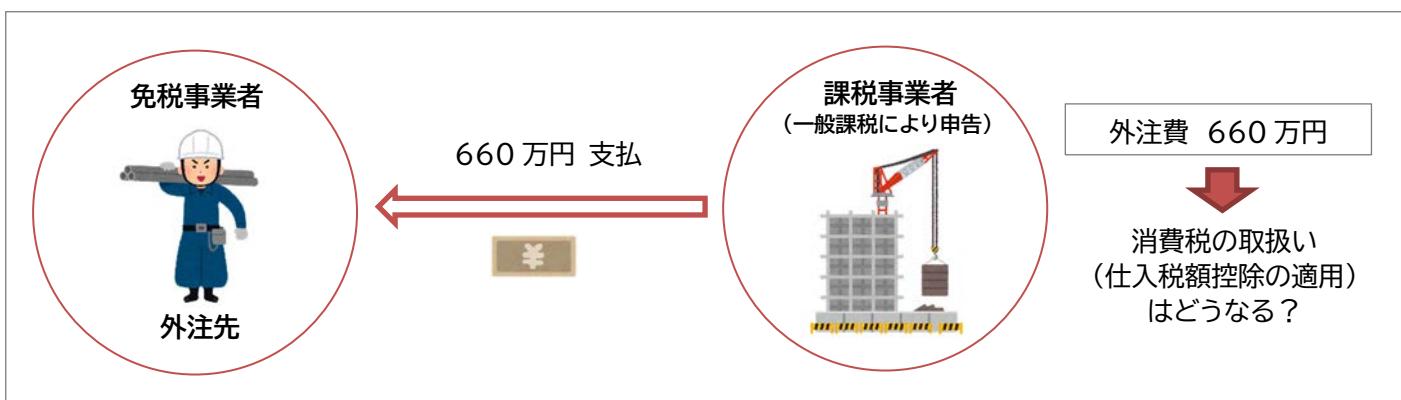
そのため、仕入税額控除を適用したい課税事業者にとって、**売手から適格請求書の交付を受けられるかどうか**が重要となります。

しかし**免税事業者が売手の場合には、適格請求書の交付を受けることができません**^{※2}。

適格請求書の交付を受けられないとどう影響するのか、買手である**課税事業者の立場**からみてみましょう。

ここでは、外注先である免税事業者へ外注費として660万円を支払った場合を例に、一般課税による仕入税額控除の適用がどうなるのか、確認します。

※2 免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置があり、インボイス制度開始から令和11年9月末までの期間は、一定の割合で仕入税額控除ができます。詳しくはp.5をご参照ください。

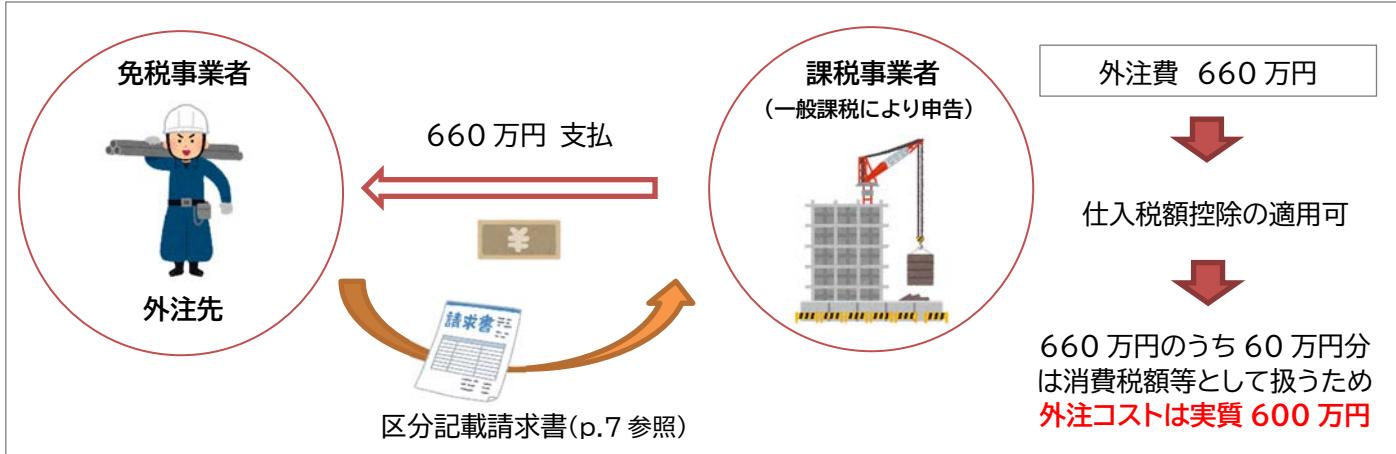


現行は、仕入税額控除可能

現行は、仕入税額控除の適用に関して、売手が課税事業者であることを要件としていません。売手が免税事業者や一般的な消費者等であっても、その支払が要件を満たす限り、支

払った金額は消費税額等込みの金額とされ、仕入税額控除を適用することができます。

事例では、免税事業者である外注先へ支払った外注費 660 万円は、消費税額等が 60 万円分含まれているものとして仕入税額控除を適用し、**600 万円がコスト**となります。

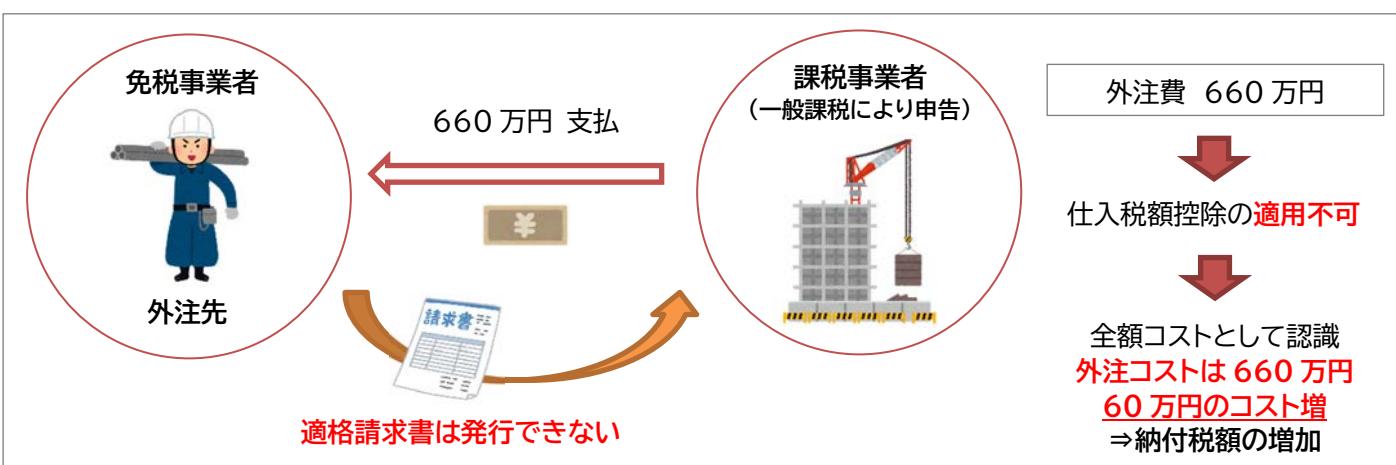


インボイス制度下は、仕入税額控除不可

一方で、インボイス制度開始後は、免税事業者である外注先から適格請求書の交付が受けられないため、経過措置期間（p.5 参照）

を除き、原則、仕入税額控除をすることができません。

事例の場合、**660 万円は全額買手のコスト**となります。



「消費税分が損」との意識が足かせに

上記の例では、**同じ内容の取引でも、制度開始後は実質 60 万円のコスト増（納付税額の増加）**となりました。このような取引が多くあるほど買手の負担は重くのしかかり、免税事業者との取引を躊躇させる要因にもなり

かねません。売手である免税事業者に対して適格請求書発行事業者となるよう求めたり、値下げを求めたりすることも想定されます。

「適格請求書発行事業者になる」ということは、「課税事業者になる」ということ。今後どうするかの判断ポイントを、次ページで解説します。

課税事業者になるべき？ それとも免税事業者のままでよい？

適格請求書発行事業者となるために課税事業者となるか。それとも免税事業者のままでいるのか。どちらの道を取るべきか。迷ったときにどう判断したらよいのか、ポイントを解説します。

免税事業者でいることのメリット

基本的に基準期間^{※1}の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間^{※2}の消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません。これを「免税事業者」といいます^{※3}。

他方1,000万円を超えると、原則として消費税の納税義務者となり、消費税の申告を行います。これを「課税事業者」といいます。

免税事業者である間、消費税の申告や納税は必要ありません。経理処理が楽で、申告の手間や納税のための資金繰りの心配がないことも、メリットといえるでしょう。

免税事業者としてこのメリットを享受し続けるか、それとも課税事業者となった上で、適格請求書発行事業者となることで、現状の取引を維持するか、この2つの道を比較検討することになります。

判断の鍵となるのは、「**中心的なお客様は誰か？**」です。具体的にみていきましょう。

^{※1} 原則、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

^{※2} 原則、個人事業者は暦年、法人は事業年度

^{※3} 免税事業者であっても、課税事業者になることを選択して届け出ることで、課税事業者となることができます。

中心的なお客様 = 一般消費者

一般消費者を対象に商品の販売やサービスの提供をしている場合は、インボイス制度の影響をほとんど受けません。お客様が適格請求書等を必要とする機会も少ないので、**免税事業者のままで、さほど支障はない**と考えられます。



ただし例外もあります。

接待利用の多い飲食店や、業務で使用されることの多いタクシー等においては、支払者は利用された個人ではなく、社内精算等を通じ、事業者となる場合が多くあります。これが課税事業者^{※4}となれば、適格請求書等の発行を求められることがあるでしょう。この場合は、適格請求書発行事業者に登録し、発行体制を整えることで、顧客離れを防ぐことができます。



中心的なお客様 = 免税事業者

この場合も、**免税事業者のままで**いても影響はほとんど受けません。

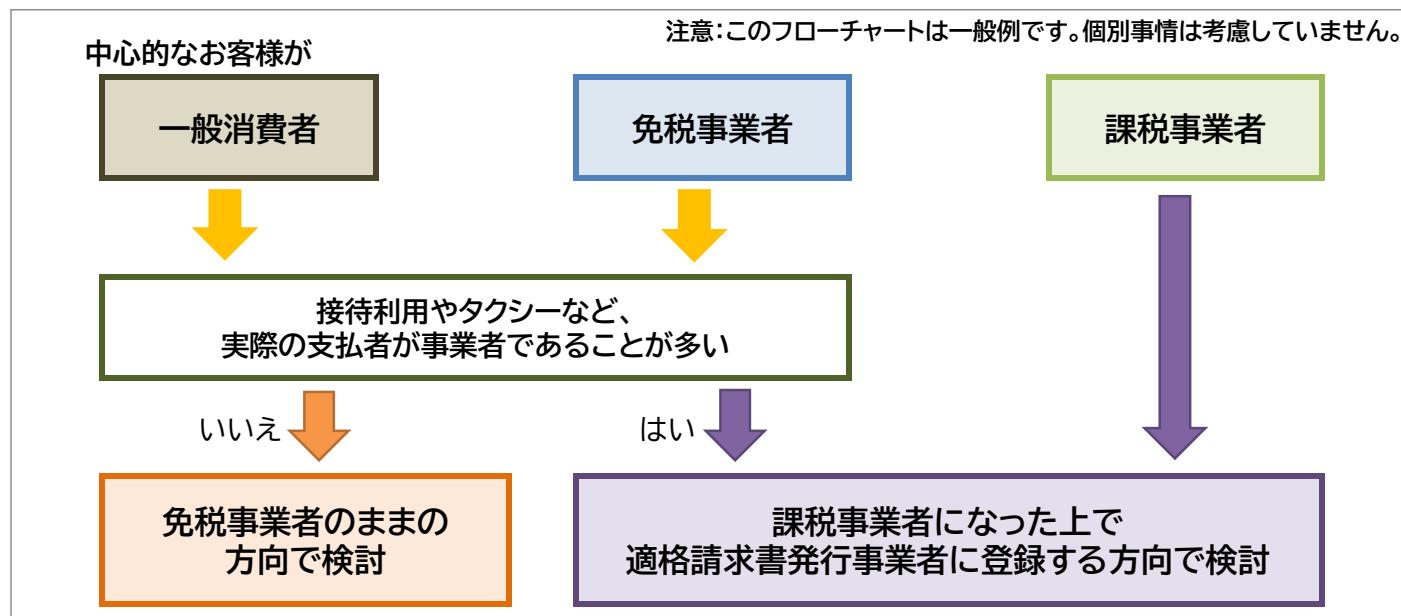


しかし、インボイス制度開始や事業拡大をきっかけに、これまで免税事業者であったお客様が課税事業者^{※4}になった場合には、対応を迫られるかもしれません。適格請求書等の発行ができることが、その後の取引継続の足かせとなる可能性もあります。

中心的なお客様 = 課税事業者

最後に、**中心的なお客様や重要なお客様が課税事業者^{※4}である**場合です。インボイス制度の影響を受けやすく、売上を左右する重要な要素となる場合には、対策が必要です。





課税事業者^{※4}は、適格請求書等がないと原則として一般課税では仕入税額控除ができず、納付税額が膨らみます（p.3 参照）。そのため、免税事業者に適格請求書発行事業者となるよう促したり、あるいは値下げを要求したり、場合によっては免税事業者との取引を敬遠したり、取引を停止したりする事業者も出てくると懸念されます。事業の継続・拡大を考えると、適格請求書発行事業者に登録することも一考かもしれません。

ただし、適格請求書発行事業者に登録すると課税事業者となり、経理上の手間が増える他、消費税の申告納税義務が生じます。メリットとデメリットを比較し、慎重にご判断ください。

^{※4} 課税事業者であっても、簡易課税制度を適用している場合は、適格請求書等の保存義務がなく、発行を必ず求められることはありません。その点も考慮に入れましょう。

6年間の経過措置も利用してご検討を

ただし、免税事業者や一般の消費者等（以下、免税事業者等）からの課税仕入れについては、経過措置が設けられています。下表のように、令和11年9月末までの6年間は、課税事業者が免税事業者等から課税仕入れを行った場合でも、一定の割合について仕入税額控除することができます。

特に令和8年9月末までは80%が控除できますので、課税事業者となるべきか判断に迷われた場合には、売上やお客様の状況等を様子見しながら、この頃までにじっくり検討されるのも一法です。

適格請求書発行事業者になるとどのような手間が増えるのか、次ページで確認します。

○ 免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の適用関係

期間	免税事業者等からの課税仕入れにつき	
令和5年9月末まで	全額 控除できます	
令和5年10月～令和8年9月末(3年間)	80% 控除できます	経過措置
令和8年10月～令和11年9月末(3年間)	50% 控除できます	
令和11年10月以降	控除できません	

- この経過措置を適用するには、免税事業者等から区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書(p.7で示した請求書の図の①②まで記載した形式の請求書)の交付を受けて保存した上で、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要となります。

適格請求書って何？ 発行事業者の留意点

適格請求書発行事業者、ひいては課税事業者になると、消費税の申告の他にもさまざまな手間が生じます。ここでは、まず買手側において保存が必要となる請求書等を確認した上で、適格請求書発行事業者となったときに生ずる義務と発行する適格請求書の記載事項を確認します。

買手側が保存必須となる請求書等

買手として仕入税額控除を適用するためには、原則、一定の事項を記載した帳簿とともに、一定の取引を除き、次の請求書等の保存が必要です（電磁的記録での保存も可）。

1. 適格請求書又は適格簡易請求書
2. 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載され、相手方の確認を受けたもの）
3. 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡、及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類

なお、簡易課税制度により消費税額を計算している場合は、請求書等の保存要件はありません（p.2※1 参照）。

適格請求書発行事業者としての義務

適格請求書発行事業者となった場合には、「交付」と「保存」が義務付けられます。

① 交付の義務

- 免除される取引※1を除き、原則、買手（課税事業者）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務があります。軽減税率対象品目の販売がない場合でも、この義務は生じます。
- 返品や値引き等、売上に係る対価の返還を行う場合には「適格返還請求書」を、交付した適格請求書に誤りがあった場合には「修正した適格請求書」を交付します（これらの請求書を総称して、以下、適格請求書等）。

買手	交付義務の有無
課税事業者	交付義務あり
免税事業者・一般消費者	交付義務なし

この適格請求書等は、書面での交付に代えて、電磁的記録で提供することができます。

② 保存の義務

- ①で交付した適格請求書等について、写しを保存する義務があります。

※1 以下の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難であるとして、適格請求書の交付義務が免除されます。

適格請求書の交付義務が免除される取引

1. 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
2. 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
3. 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
4. 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
5. 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

消費税額を正確に伝えるための請求書

現在は、8%と10%の2種類の消費税率が存在します。どの商品・サービスにどの税率が適用され、消費税額等はいくらなのか、正確に売手から買手に伝える手段としての完成

請求書			
(株)〇〇販売 御中			
××年10月分			
10/1	商品A	※	6,480 円
10/2	商品B	※ ①	3,240 円
:			:
10/31	商品X		8,800 円
①	※ 軽減税率対象	合計	109,000 円
		うち消費税額等	9,000 円
(10%対象 55,000円 (8%対象 54,000円)	うち消費税額等 うち消費税額等	5,000 円 4,000 円	
②	③	△△商事(株)	
④ 登録番号 T0001234567890			

形が「適格請求書^{※2}」です。軽減税率制度の開始と同時に「区分記載請求書」の交付も開始されていますので、これには対応されていると思いますが、適格請求書では、さらに次の③④の事項も記載が求められます。

軽減税率導入前^前の記載事項(以前の請求書)

+

軽減税率導入後^後の追加事項(区分記載請求書)

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した税込対価の額^{※3}

+

新たに追加される事項(適格請求書)

- ③ 税率ごとに区分した消費税額等
- ④ 適格請求書発行事業者の登録番号

^{※3} 適格請求書下での②は「税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率」に改められます。

^{※2} 上図のように一の書類ですべての記載事項を満たす必要はありません。例えば、契約書を取り交わした事務所の賃貸借のように、代金決済の都度、請求書等の交付がない場合に、契約書と通帳をあわせて記載事項を満たすなど、複数の書類等をあわせて一の「適格請求書」とすることも可能です。

不特定多数に発行する簡易な請求書

小売や飲食店、タクシー等、不特定多数のお客様に対して行う取引では、適格請求書に代えて、右のような「適格簡易請求書」の交付も認められています。

適格請求書との記載事項の違いは、以下のとおりです。

適格請求書との違い:

- ① お客様の氏名又は名称を省略できます
- ② 適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等のいずれかを記載すればよいこととなっています(右図のように、両方記載することも可)

適格簡易請求書の例

領収書			
①	△△商事(株) 登録番号 T0001234567890		
××年10月8日			
商品A	※	1	108 円
商品B	※	1	324 円
商品C		1	880 円
※ 軽減税率対象		合計	1,312 円
(10%対象 (8%対象	880円 432円	うち消費税額等 うち消費税額等	80 円 32 円
②	お預かり お釣り	1,500 円 188 円	②

適格請求書発行事業者となった場合には、交付や保存を確実に行えるよう、請求書システムの改修や書式等の準備を進め、制度について従業員等の理解を深めておくことが大切です。

登録申請する場合のスケジュールと手続き

適格請求書発行事業者になるには登録が必要です。インボイス制度が始まる令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になるには、原則、令和5年3月31日までに申請手続きをします。

課税事業者になれば登録可能

免税事業者が適格請求書発行事業者の申請をするには、課税事業者となるための届出を行う必要があります。ただし、今なら経過措置により、適格請求書発行事業者に登録するだけで、自動的に課税事業者になります^{※1}。

適格請求書発行事業者は、課税事業者として消費税の申告納税義務があります。**基準期間の課税売上高が1,000万円以下になっても、免税事業者にはなりません。**

申請後、審査を経て登録されます

納税地の所轄税務署長へ登録申請書を提出する^{※2}と、税務署による審査が行われます。

審査通過後、「登録通知書」で登録番号（適格請求書に記載する番号）の通知を受けます。一度登録されると、自ら登録の取消の

ための届出書を提出するか、税務署から登録を取り消されない限り、有効です。

インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者であるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出します。

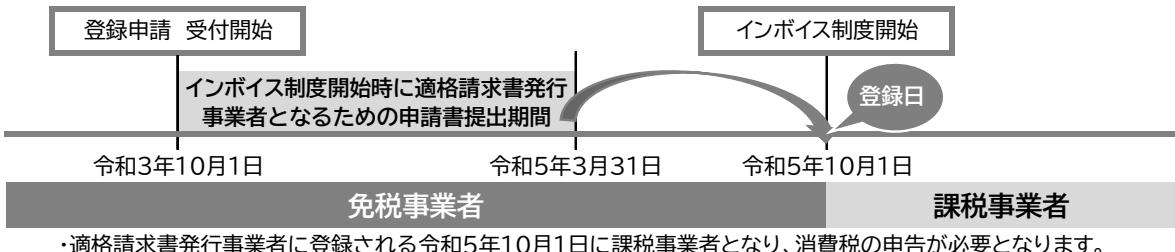
なお、**登録を受けた事業者の情報は、インターネットで公開**されます。取引先が適格請求書発行事業者であるかどうかも、ここで確認できます。公開情報は次のとおりです。

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- 登録番号、登録年月日(取消、失効年月日)
- 法人の場合、本店又は主たる事業所の所在地
- 上記の他、事業者から公表の申出があった場合には、以下の情報
 - 個人事業者:主たる屋号、主たる事務所の所在地
 - 人格のない社団等:本店又は主たる事務所の所在地

^{※2}郵送の場合は、納税地管轄のインボイス登録センター宛てに送ります。

*¹ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請をする場合

	手続きに必要な書類	提出時期等
原則	① 消費税課税事業者選択届出書 ② 適格請求書発行事業者の登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1ヶ月前の日までに手続きを行う(例、個人事業者が令和12年1月1日から登録を受けるには、令和11年11月30日までに行う) ● 原則、①を提出した課税期間の翌課税期間から課税事業者(上記例であれば、令和12年分から課税事業者となる)
経過措置	適格請求書発行事業者の登録申請書 (「消費税課税事業者選択届出書」は提出不要)	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合 ● 登録日から課税事業者として、消費税の申告が必要 ● 2年間^{※3}は課税事業者が強制(登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中の者を除く) ※3登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間まで



ご不明な点やご相談は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。